

第16回長野県治水・利水ダム等検討委員会 議事録

開催日時：平成14年9月17日(火)午前10時30分から午後2時まで

開催場所：県庁講堂

出席委員：宮地委員長以下13名出席(高田委員、藤原委員欠席)

田中治水・利水検討室長

それでは、お待たせ致しました。定刻となりましたので、只今から第16回長野県治水・利水ダム等検討委員会を開催致します。開会にあたりまして、宮地委員長からご挨拶をお願い致します。

宮地委員長

皆様、おはようございます。本日はあいにくのお天気になってしまいましたが、お忙しい所、ご出席頂きまして、ありがとうございます。第16回の検討委員会を開くにあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

ご存知のように、前回の委員会以来約2ヶ月間、委員会の議論も部会の議論もちょっと止まっておりました。本日、選挙も終わりましたので再開をすることになりますが、考えてみると、私達の委員の任期ももう来年6月ですから、もうそろそろ10ヵ月を切りそうになっておる。それで、まだたくさん話が残っておりますので、諮問されました河川に対して答申を行いたいと思いますので、よろしくお願い致したいと思っております。本日は、この凍結中にもちょっと行われました部会、小グループ、ワーキンググループ、そういうところからのいろいろなご報告を頂くと共に、部会の再開をどういふうにしたら良いのかということをご審議頂く予定でいます。どうぞ、これからの議論がスムーズに進みますように、ご協力をお願い致したいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

田中治水・利水検討室長

ありがとうございます。只今の出席委員は15名中12名でございます。条例の規定によりまして、本委員会は成立致しました。それでは、議事に入る前に資料の確認をさせて頂きたいと思えます。まず議事次第、資料1としまして、角間川、駒沢川部会の特別委員の応募状況。それから資料2としまして、清川小グループの中間報告。資料3としまして、薄川小グループの中間報告。それから森林ワーキンググループからの報告に使う資料ということで、これも特に番号を振っていませんけれども、清川流域、薄川流域、駒沢川流域の変遷調査、それと保水力調査ということでお手元にいつておるかと思えますので、確認をお願いしたいと思えます。よろしいでしょうか。それでは、議事に入って頂きたいと思えます。委員長さん、議事進行の方、お願いしたいと思えます。

宮地委員長

はい、承知しました。それでは本日の議事録の署名人を指名致します。今回は風間委員と、それから、高田委員がご欠席でございますので、高橋委員、お願いを致したいと思えますので、よろしくお願いを致します。それでは、お手元の資料の議事の進行について、まず報告から入って参りたいと思っております。まず第一に部会からの報告をお願い致したいと思っております。黒沢川、郷土沢川、上川部会からご報告事項がございましたら、ひとつよろしくお願ひします。順番として、黒沢川からお願ひします。

高橋委員

それでは、7月25日の委員会において、部会の凍結というお話が出ました訳でございますけれど

も、私ども26日に計画をしてございましたので、実施を致しております。いきなりでございますけれども、私の方から検討委員会において、新知事が決まるまでの間、部会の審議を中止したいということで、経過を説明してご了解を頂いております。当日、決定した事項でございますけれども、前回の7回、各委員から提案されました、治水・利水対策案を3つにまとめてございます。ひとつとして従来通りの多目的ダム案、2つ目として規模を小さくして多目的ダムと遊水地などを組み合わせた案、それから3つ目として遊水地、河川改修等を組み合わせた案、この3案にまとめることを確認を致しております。なお、部会の審議の中で、ダムの計画地点の地質に関するコメントを松島(信)委員から頂きたいと、こういう要望がございましたので、先生にご依頼を申し上げておりましたところ、8月30日、非常に暑い時期でございましたけれども、先生から現地調査をして頂いております。調査箇所でございますけれども、ダムサイトの横抗、それからダムサイトの直下流、左岸断層、露頭観察、中流サイト右岸地すべり、これは遠望でございますけれども、実施して頂いております。それから下流サイトの流水観測、ボーリングコア観察、地形観察、小室山サイド上の露頭観察、等々調査をして頂きました。ありがとうございました。なお、次回の部会に先生からコメントを頂く予定になっております。以上でございます。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。補足とかご意見あるかもしれませんが、3部会まとめてお伺いしたいと思いますので、では郷土沢、お願いを致します。

竹内委員

前回7月25日の検討委員会におきまして、部会の一時審議中止ということで、たまたま29日に郷土沢川部会を予定しておきまして、その意向も含め、委員の皆さん方にご報告を申し上げ開催を致しました。前回の郷土沢川部会におきまして、それぞれ資料の提出なども要請されておきまして、その日はその資料の提出について、それぞれ幹事の方からご説明を頂いて、質疑を行って終了を致しております。前回の検討委員会以降、29日しか開催をしておりませんので、以上でございます。

宮地委員長

ありがとうございました。それでは、上川の方、いかがでしょう。

浜委員

それでは上川の方をご説明申し上げます。上川につきましては、以前から申し上げておりますとおり、流域が長い川でございますから、なんとかダム無しの案を先行して考えていこうということで、第6回を終了したところでございます。上川の場合には神橋という基準点がございまして、そこから下流の問題と上流の問題、この2つに分かれる訳でございまして、今までは主に神橋下流の、いわゆる河川改修をどのようにしていくのか、どこまでできるんだろうかということ、部会員のみなさんと話し合いをしてきました。ちょっと資料がございまして、資料をお出し頂けますか。基本的には神橋から下流につきましては50分の1の状況下を作り上げ、そして残りの50を上流の流域対策でやっぴいこうというような形で、今議論がされており、これから、上川部会におきましてはまとめに向かって、或は、公聴会に向かってピークを迎えようという状況下にある訳でございます。今、配られておりますペーパーでございますが、これは過日の部会にご提出を申し上げまして、部会長案として、素案、たたき台として出させて頂いた図でございます。いくつかの防災調整地、それから、遊水地等を作りまして、そこに貯める流量、或は面積等を記載してございますが、ダム無しの場合にはこのくらいの量を貯めていかなければならぬだろうということでございます。それから、その裏に、河川改修+遊水地による治水対策案というのがございます。このような図を見て頂くように、段階的

に流下能力を高めたいこうと、治水安全度を高めたいこうということでございまして、約1420m³の基本高水に対しまして、1130m³が下流で改修によって呑み込めるのではないかと、残りの分を遊水地、遊水地でいきますと約80m³、それと後、その他の流域対策、すなわち、いろいろな貯留施設ですとか、森林整備ですとか、そうしたもので補っていかうということになっております。申し上げましたように、神橋下流の改修案につきましては、次回の、22日に部会が開かれますので、22日の段階で、これも部会長の案として、皆様方から頂いた意見をまとめて、幹事会とも擦り合わせをした後に22日の部会に神橋下流の改修、すなわち、1130m³の改修につきましては案を出させて頂くということになっております。以上、ご報告申し上げます。

宮地委員長

ありがとうございました。

浜委員

それから、利水の問題については、まだ検討がなされておられません。上川の場合には、農業利水の問題がございまして、この問題については、ほとんど議論がなされておられませんので、今後されていくものと思います。以上です。

宮地委員長

ありがとうございました。只今のことについて、それぞれの部会の委員の方、補足、或は他の委員の方でご質問ございますでしょうか。特にございませぬですか。浜部会長、ちょっとお伺いしますが、この遊水地のことですが、これは、大体の位置をお考えということですか。

浜委員

遊水地につきましては、これだけの大きな面積を要するだろうということでございますから、それを航空写真等で、これからそういった土地を部会としてですね、それをプロットしていく必要があるのかどうか。そこまで部会として出来るのかどうかということなんですが、もし委員長さんの方で、そこら辺のご指示も頂ければ、どこまで詰めていく、これは浅川部会でもそうでしたし、今までの経過の中でいろいろと議論されてきたんですけども、ただ、具体的な流域対策ということになりますれば、部会の方でもそこまで代替案として出していくのには、そこまでやる必要があるのではないかとのご意見もございました。

宮地委員長

いかがでしょう。これだけの遊水地の、割に細かいところまで詰めるというのは、かなり大変な議論になりますですね。時間的な問題もある訳ですね、特にここは長谷工さんの問題もございませぬ。

浜委員

長谷工さんの問題につきましては、幹事会の方でも長谷工さんとの擦り合わせをして頂いているように聞いておりますが、9月いっぱいというお話もございました。ただ、知事選もありましたり、いろいろなことがございましたので、部会としても精力的にはやっているつもりでございますけれども、恐らく、9月一杯ということはなかなか難しいということになります。

宮地委員長

上川部会はいかがでございますか。特に遊水地の場合、場所でのどのくらいの面積が必要になると、まだその土地の持ち主の問題なんかもある訳ですね。とてもそこまで詰めるというのは大変なこと

なんで。率直に言って、部会でお考え頂くのは、こういう方向でものを考えているというのに、少し肉付けが付けて頂いているのかなと。そういうところ以上に進むのは非常に難しいような感じを私は持つんでありますが、皆様方いかがでございますか。

浜委員

それから上川の場合は、今、すでにダム用地が90%以上取得をしているという現状がございます。この用地をですね、治水に生かせないかということも考えていかなければならない。そういう問題も絡んできます。

宮地委員長

なるほど、いろいろまだ問題がある訳ですね。そういうことを含めて、もう少し部会でもご議論頂ける訳ですね。

浜委員

はい。22日にはこの河川改修案を中心と致しまして、それから只今申し上げました、上流部における総合治水対策ということですね、どこまで部会の能力として、或は時間的な問題も含めて、どこまで詰めていくのかということ議論していきたいというふうに思っています。

宮地委員長

いかがでしょう。本当に上川難しい問題があると思うんですが、今のような部会のご議論を一度承って、委員会として、またどう対処するか、考えるということで、よろしゅうございますですか。よろしゅうございましょうか。それでは、ひとつ、よろしく、そういう方向でお願いを致したいと思えます。他に3部会、今の3つの部会について、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、次に移ります。もうひとつの角間川と駒沢川につきまして、部会の特別委員の選考を伺っておりますので、その状況を事務局の方から、ご報告を頂きたいと思えます。お願い致します。

田中治水・利水検討室長

それでは、検討室の方から応募状況について報告致します。資料1をご覧頂きたいと思えますが、条例に規定する部会特別委員のうち、河川流域に関係する住民の公募ということで、今年の8月12日から8月30日まで行いました。状況ですが、角間川部会につきましては、中野市13名、山ノ内町9名、合計22名です。それから、駒沢川につきましては、辰野町から12名ということでございます。それで、現在、事務局の方で選考作業を進めております。また、委員長さん、或は、部会長さんにも応募書、或は意見書をお渡しする中で、人選をお願いしております。以上です。

宮地委員長

はい、今、途中の段階でございますが、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。多分、今までの他の部会の進め方と同じような方法を取っておると思えます。よろしゅうございますか。それでは、部会の報告を終了させていただきます。それでは、2番目の小グループからの報告を致します。ちょっと、清川と薄川の小グループの報告でございますが、ちょっとそれを申し上げる前に一言申し上げておいた方が良いでしょう。後で報告の中でも申し上げますが、この小グループは私が進行係、座長みたいなことをやって話を進めております。本来はその座長が委員会の委員長に報告をすることになると思うのですが、同じ人が同じ顔に報告するのは妙だという考えがございましてですね、小グループの報告は、一応、事務局にお願いをすると、そういうふうなことを、一応、小グループの中では申し合

わせております。それで本日の小グループの報告も今から事務局をお願いを致しますけれども、その中でいろいろご質問、ご意見等があったら、お願いを致したいと思っております。そういうことで、事務局のほうにひとつ報告をお願い致します。

治水・利水検討室 荻野企画員

事務局から小グループの報告をさせていただきます。資料の2をご覧ください。

清川小グループ中間報告。第1回は8月19日に開催されました。飯山庁舎講堂において行われております。出席者については記載のとおりです。検討内容について、小グループの位置づけはワーキンググループと同様とする。飯山市は幹事と同じ扱いとし出席してもらおう。次に、先程、委員長が報告しましたように委員会への報告は事務局で行う。計画の変更経過について、ここからダムのことなんですが、計画の変更経過について、幹事より説明がありました。但し、実施計画調査中であり、ダム計画諸元については、全て検討段階にある。地質調査により、ダム軸を斜めにし、計画降雨の引き伸ばしの方法を型にし、基本高水を175m3とした等について、検討段階であるということです。治水安全度と基本高水流量の決定方法について議論致しました。治水安全度の100年が大きすぎるのでは等の意見がありました。流雪溝の改良方法について、提案がありました。流雪溝の処理能力を上げる方法等について、提案があったということです。現況流下能力、既往の洪水流量等について議論しました。次回は、9月12日県庁会議室で開催することが決まっております。次回までに整理する主な事項として、地質調査の結果によるダム案と代替案、河川改修案等の事業費の比較及びダムの費用対効果。飯山市の流雪溝計画について。聞き取り調査を行い、可能であれば、洪水痕跡から既往最大流量の算出をする。森林状況について等の質問がなされています。第2回について、9月12日に開催されております。県庁の理事者控室にて行われました。出席者については記載のとおりです。検討内容としまして、ダムと治水代替案の比較、費用対効果について議論しました。飯山市の流雪溝整備計画について議論致しました。その中で既存水の活用、ポンプアップによる反復利用、面的整備を線的整備にする等の見直し案が飯山市より報告され、これについて議論致しております。森林の変遷と保水力について報告がありました。次回は、9月県議会が終了後、他の部会日程が決まった後に、日程を調整するというようになっております。次回までに整理する事項としまして、委員の提案を基にした河川改修の基本的な考え方となっております。

次に資料の3をご覧ください。薄川小グループについて報告致します。第1回は松本市の勤労者福祉センターにおいて8月22日に開催されております。出席者は記載のとおりです。検討内容について、清川と同様に、小グループの位置づけはワーキンググループと同様とする。松本市は幹事と同じ扱いとし出席してもらおう。委員会への報告は事務局で行う。ここから計画のことに入ります。奈良井川全体計画について、幹事より説明がありました。大仏ダムが中止になった経過について幹事より説明がありました。小グループとしての河川流域の検討範囲について議論がありました。基本高水流量の決定方法について議論致しました。毎秒580m3が突出している、9時から9時の1日雨量ではなく、任意の24時間雨量で最新データを含めて、再計算する、ということについて議論がありました。森と水のプロジェクトについて幹事より説明がありました。現況流下能力、既往の洪水流量等について議論がありました。次回は松本合庁で9月6日に開催するということになりました。次回までに整理する事項としまして、基本高水流量の再計算、これについてはある程度時間が掛かるということで次回には間に合わないということになっておりました。薄川、田川沿いの地質柱状図を提出する。航空写真により森林状況の変遷を確認する。特に右岸の崩壊状況に注意する、ということが出されております。第2回につきましては、松本合庁におきまして、9月6日に開催されております。出席者については記載のとおりです。検討内容について、薄川、田川沿いの地質調査結果について、報告、議論がなされました。軟弱層の問題、被圧地下水等について議論されました。森林ワーキンググループから報告、議論されました。内容については土地利用データ等についてです。検討の範囲を薄川に

ポイントにおいて、他は提言に留めるということが確認されました。多目的遊水地について質問があり、大門沢川の施設について説明がありました。松本市の防災計画について議論がありました。JR 橋の改修、護岸の構造について、議論があり、護岸の勾配、覆土、環境への影響等について議論がありました。水と緑の会から小グループへの要望書について報告がなされました。小グループ審議の公開、市民意見を取り入れる方法について要望があったという事です。次回は9月県議会が終了後に開催することが確認されました。次回までに整理する主な事項として、二点あるんですが、二点とも、第1回で出されて、第2回に間に合わなかったと、報告されなかった質問事項です。航空写真により森林状況の変遷を確認、特に右岸の崩壊状況のについて質問がなされております。基本高水流量の再計算についても質問がなされております。以上です。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。以上が小グループの中間報告でございますが、小グループというのは、前に申し上げましたように、ちょっと他の方と違う形を取りましたので、ちょっと補足を致しますと、小グループの位置づけというものをまず最初に議論した訳でございます。後はそこに書いてあるとおりでございますが、ワーキンググループと同様なものとして、委員会に何かたたき台のようなものを出す、そういう組織であると、こんなふうな理解をしておりますので、この小グループは公開しておりません。後で、報道関係の方にはご説明を申し上げておりますが、そういう運営を致しております、従って、報告も事務局の方からやって頂く。それはちょっと座長と委員長とがダブっておるといようなことがございましたので、そんな便宜的な措置を取らせて頂いております。但し、ご質問、ご意見等については、委員、或は幹事会もご返事をする事ができると思っております。この中身につきまして、ご質問、ご意見、どうぞお願い致します。

五十嵐委員

午後退席致しますので、この段階で良いのか分かりませんが、この2つの先程の報告と併せて、いくつか確認させてもらいたいことがございます。一つは選挙前の委員会と選挙後の委員会の連続性の問題ですけれども、ひとつ理論的な問題、確認させて頂きたいと思えます。私の理解によりますと、選挙前のこの委員会では、基本高水の捉え方について相当議論がありました。答申も、だから2つに分かれて、基本高水出されましたけれども、今回の今までの報告を聞きますと、基本高水についてかなり相対化してと言いますか、いろいろな検討が有り得るとい前提で部会が動いているように思いますが、基本高水について、行政が設定している、或はもっと言いますと国土交通省が設定している基本高水について、別な高水を設定することは有り得るとい前提で、今後議論を進めて良いのかどうかということであります。前回の委員会で、国土交通省も基本高水の変更については、相当抵抗しておりましたし、この委員の中にも、相当な激論がありましたので、それを確認させて頂きたいということが第1点です。第2点はちょっと関連致しまして、この答申後、選挙が行われるまでの間の議会で、行政側がこの基本高水に関する取り扱いを、浅川、砥川について説明を行っております。ああいう行政的な取り扱いは、今後の9つの河川のうち、砥川、浅川だけに適用されるというふうに見るのか。今後7つの河川、ダムについてもああいう取り扱いが継続されるという前提で議論するのかしないのか。継続するとすれば、その理由。継続しない、まったく新しいことを考えて良いのかというのがあれば、その理由を含めて、説明できる限り説明させて頂きたいというふうにあります。2番目にはこの委員会の委員の交替、変更は、今後あり得るのでしょうか、ないのでしょうか。それをお聞きしたい。

宮地委員長

これはどこから。

松島(貞)委員

同じ質問をちょっと繰り返させて頂きたい。

宮地委員長

そうですね、はい。

松島(貞)委員

今の五十嵐先生の発言の中で、私も確認しておきたいのだけど、基本高水、結局、浅川、砥川は元々の基本高水で決定した訳でございますが、今の委員の発言でもう少し具体的に、例えば、進捗率との関係があるとするならば、どこ、何河川の何々までは基本高水流量については、変更することはできないとか、予定はないとかというようなことを具体的にお答え頂ければ、うれしいというふうに思っています。例えば、郷土沢の30分の1というのは、私もなんで郷土沢が30分の1で、清川が100分1なのかと疑問を持つだけでも、しかし、進捗率の関係もあって、多分、国との私どもでは計り知れないことがあって、基本高水は、県はそういう選択をしたと思うのだけれども、具体的にここは、例えば、清川、薄川は変えるのかもしれないけれども、郷土沢はできないとかというふうな、もし、そういうものが分かっているとしたら、具体的に、変更できる出来ないということは、お教え願いたいと思う。

宮地委員長

説明は2つ。基本高水の問題とそれから委員の交替の話ですね、大きく分けますと。基本高水のことにつきましては、どういうふうに答えたらいいんですか。幹事会でいいのかな。実はですね、私は薄川と清川につきましては、清川の方は、これは計画段階でございます、全ての事が。だから実施の細かいことに入っておりません。それでそういう意味ではいろいろ変更というか、今までのことにそう拘らなくて良いというふうな考え方を承っていると思っております。それで、勿論、前にいろいろ計算したものがございますので、もう一遍、見直しはして頂いておりますが、あまり、その所を重大には、私は考えていなかったのですが、それから、もうひとつ、薄川の方はですね。薄川の計画というのは実は、奈良井川水系全体の問題として、どうも認可をずっと前に出しているようです。その中で大仏だけがダムを造らないということになっているようで、その辺の全体のことについては、ちょっと私が独断で答える訳には参りませんが、ただ薄川の場合には、治水・利水の多目的ダムはやらないということになっておりますので、その辺で高水の再検討は必要です。どうでしょう。幹事会の方、何か今の基本高水のことについて、実は基本高水は2種類ありまして、高水を相対化する方向で考えて良いかと、こういうご発言が五十嵐委員からあって、それから、もうひとつは、そういう国土交通省の話と、いわば行政の方での高水の取り扱いと、ちょっと変わったことをやっています。それがどこまで通用するかと、ちょっと2種類違っていることがあるように思うんですが、何か、宮澤委員。

宮澤委員

もうひとつ追加して明確にしておいて欲しいんですが、期日についてです。いつまでに結論を出すのか。例えば、今まで浅川、砥川は3月31日までだということで、部会のメンバーに対してお願いしやってきました。なぜ3月31日なんだろう、結果終了しましたが。その次は6月とか、8月31日までには概算要求があるから、それまでに出してもらわなければ困るんだというようなお話を聞いて、8月31日を目処に、後から追って期日を決めてきた訳です。それが今、その当時幹事会の方から、このくらいまでお願いしたいという期日が全然効力を失ってきちゃっている。そうすると何の為にこんなに急いでやってきたのかということは、私自身も分からなくなっていることは事実

なんです。行政のシステムで、8月31日までに概算要求は出さなきゃならないからということで、ダムにするか、ダムにしないかということを確認にして欲しいということで、お話があったかと思うんですが、それが現在の段階でも、国に対してダム建設で出しているという状況であります。そうすると8月31日までには結論を出してもらいたい、方向を出してもらいたいと、行政の方から言われていることは一体何だったのだろうか、この頃率直な疑問を感ずるんですよ。明確にいつ頃までにどうなのか、部会の結論、それから小グループの結論、この検討委員会の結論、いつまでのリミットで出してもらいたいと、こちら辺の所は、やっぱり明確にして頂かないといけない。それといつまで掛かってもいいということなのか、ここの期日をもう1回ここで確認すべきではないかなと思いますので、そこの所を幹事会からお伺いをしたいと思います。

宮地委員長

今の答申というよりも、部会報告の期日ですね。そのことですが、ちょっとまた新しい問題ですが、どうでしょう。まず順番に話をしていきたいと思うんですが、その他何か、ご意見がありますが、よろしゅうございますか。今の話を進めるということで。高橋さん、何か、ご意見、ございますか。良いですか。

高橋委員

まだ議事に入っていませんよね。

宮地委員長

議事に入っておりません。それは今、途中で、五十嵐委員のご質問、午後に入っちゃうとまずいんですね、先生お出でにならんから。それでおっしゃったんですね。そうしますと、ちょっと待ってください。報告についてだけ、けりを付けてしまうわけにはいきませんかでしょうか。

五十嵐委員

結構です。

宮地委員長

それでは、今、小グループの報告について、ちょっとお諮りを致します。後の話はちょっと違って参りますので、小グループの報告について、ご質問、或は補足のご意見等ございますでしょうか。どうぞ。

石坂委員

報告はやって頂いた中身で結構なんですけど、要望なんですけど、この小グループの2つのグループに、例えば、私も入っていないんですけど、入っていない委員がいますよね。そういう委員に対して、勿論、小グループで練られたものが検討委員会に提案されて議論していくという段取りにはなるかと思うんですけど、お示しして頂いても結構な範囲の資料ですね。例えば、ここでもいろいろ資料、今までの経過等の説明があったということや、これからの地質調査もまたご報告もあるというお話があるんですけども、そういうものにつきまして、グループに参加していない委員について、可能な限りの資料の提供をお願いできれば、有り難いと思います。

宮地委員長

実はですね、小グループの方はまだこれ、ほとんど新しく取り組んでいる議論なんでございます。だもんだから、あんまりはっきりした制約が出てこない。その案が出るまではワーキンググループ並

みのグループの中の意見としてやっておいて、たたき台を出す段階で、委員会に出して、そこからは皆さんに公開するという考え方であるのでございます。ですから決して秘密にしている訳ではございませんですが、小グループの方が実は公開しておりませんので、資料、皆さんにはお配りしていません。ですから、こういう程度の報告になっておりますが、これもまだ議論の段階で、これとお見せするふうまでに至っておりませんので、そんな訳で、ちょっとご理解を頂きたいと思っております。

石坂委員

一般論としてのお話で申し分けなかったんで、個別にまたお願いしたいと思えます。

宮地委員長

それは一向に構いません。実は薄川のところのある団体から公開してくれという話がありましたけれども、それまでに形をもっていないので、フリーディスカッションをやっている段階だと、こう申し上げてございます。他に何かございませうでしょうか。はい、それでは今の小グループの報告については、これで終了させて頂きます。ただ、ご覧のとおり小グループの方も何回かやりますので、こういうことをやっているかということだけは、こういうふうにプリントにして、委員会ではお配りするつもりであります。多分、次回の小グループの委員会の方ではかなり具体的なたたき台、形になり得る可能性がございますので、そう遠からずご覧頂くことはできると、私は考えております。

それでは、後はワーキンググループの報告になる訳でございませうが、五十嵐委員、午後はちょっと都合が悪いということなんで、基本高水の捉え方をどう取ったらいいか、相対化をしてきたけれども、国土交通省との関係で別の捉え方をしてもいいのかどうかという話、それから、行政側が基本高水の取り扱いを考えたら、あれは浅川、砥川だけの話だという話がありました。それから、委員の交替はあり得るのかとか、答申の期日はということがございました。これにつきまして、基本高水の方はどこかお答えを頂けますか、幹事会。はい、どうぞ、お願い致します。

政策秘書室 柳沢企画幹

政策秘書室の柳沢でございます。五十嵐先生、大変、恐縮なんでございますけれども、午後いらっしやらないということでございますが、今の質問受けさせて頂きまして、実は今日は予算査定等の関係がございまして、幹事長、出席しておりません。午後ちょっと出席の予定でございますので、その時にご返答させて頂きたいと思えます。大変、申し訳ございません。一応、整理でございますけれども、1点、基本高水の考え方、これについては、枠組み案を出しておりますけれども、あれは、あくまでも浅川、砥川の枠組み案ということでございます。今後、どういう取り扱いになるかということが1点でございますね。それともう1点が委員の交替、今のところは私どもの中では、そういうことは一切考えておりませんが、こちら辺もちょっと確認を取らせて頂きます。それと3点目ですけれども、部会報告の期限ということでございますが、この辺につきましては、私どもの方からいつまでということは、確か言っておりません。こういった日程になっておりますけれども、それについて委員会の方では是非審議をして頂いて、その辺の期限を自主的にご判断頂きたいということであったかと思えますが、その辺を含めて、五十嵐先生には大変恐縮でございますが、午後、幹事長の方からご報告をさせて頂きたいと思えますが、よろしく願います。

宮地委員長

そうですか。どうぞ。

浜委員

この基本高水の問題については、行政の方にお伺いを立ててやる問題ではないと私は思うんですよ。この場で自由な議論をしていく訳ですから、それで浅川、砥川についてはそういう行政判断がなされたということだけであって、他の河川については、流域部会の方で基本高水からやり直さなければいけないという議論があれば、それはやるべきだし、行政から、何もこの川は、基本高水は変えませんか、これは自由にやってくださいというようなことでは、私はないと思いますが、参考に。

五十嵐委員

議論してよろしいんでしょうか。正式なそちらの方を聞いてからで、よろしいんでしょうか。今の意見についての意見はありますけれども、ここで議論するべき時間なのかですね。それともそちらの公式見解を聞いてからやった方が良いのか。どうしたら良いんですか。

宮地委員長

どうかな。どうぞ。

松島(貞)委員

私も小グループで質問したかったのは、実は清川も薄川も基本高水流量の再計算というか、それなりにやっておるんだけど、浜委員の言われることも分かるんですが、結局、浅川、砥川の答申をした結果、行政側が採用した基本高水流量というのは元々言われていた流量を採用したということがあるので、もし、行政側にそういう今まで示した基本高水流量を採用しなければならない理由があって、どうしてもそれがこの河川については、こういう基本高水流量をこれからの事業を展開する上で変えることはできないということが、もしあるとするならば、先に申して頂きたいということで、清川、薄川はこういう議論をしているのだけれども、それについてはどういう見解を持っているのかということをお聞きしたかったということです。

五十嵐委員

行政側の設定した基本高水を下げると、今後、河川改修案等の代替案が出た場合に、それについて国土交通省の河川整備計画による認可が著しく困難になるとか、或は補助金の問題が絡むとか、或いは、それによって仮に被害が発生した場合に、全て知事の責任になるとかという議論が随分なされたでしょう。そのことはかなり意見を占めておりましたよね。今回、もしそれを変えるとすれば、そういう議論はどうなるのか聞きたいんですよ。誰に聞いたら良いのか分かりませんが。そういう主張をなされた委員達も、そういう議論の仕方を撤回するというのか継続するというのか。状況を考えてというのか。委員の場合も一つだし、もうひとつは行政側がどういう対応をするか。依然として分からない。それを聞いたかったんです。

宮地委員長

つまり、委員会の中の議論と行政側の話と2つある訳ですね、本当は。私は委員会の中の議論について申しますと、この点についてかなり前回から議論を浅川、砥川についてやってきましたが、委員会としては、とにかくあるひとつの考え方を行政の判断とはちょっと違う立場を取ってやってきたことはあると思っております。それが今回は行政の判断が違っておったとということでございますけれども、その辺は今の段階ではまだ、ちょっと、はい。

政策秘書室 柳沢企画幹

行政側の見解につきましては、先程申しましたとおり、午後、一応お話をさせていただきますが、但し

私どもの事実関係としましてはですね、浅川、砥川につきましては、あの時点で、ちょっと審議の蒸し返しになるかもしれませんが、基本高水の引き下げについて、合理的な理由ということがございまして、それについて枠組みの中ではですね、今の時点では、それについての具体的な数値等がまだないというような中で、今後、その辺のところはさらに浅川、砥川については検討していきましようということで、その辺の調査を致しましょうということになっておりました。これが事実でございます。ですから今回については、とりあえず、基本高水を下げずにやりますが、その問題については新たにいろいろ今後調査を重ねて、検討していきましようということではなかったかというふうに考えております。それは事実であります。今後の対応につきましては、先程申しましたとおり、もう一度幹事長の方からお話しをさせていただきますので、よろしくお願い致します。

宮地委員長
はい、どうぞ。

五十嵐委員

今の説明についてもかなり不満です。事実と違っていると思います。合理的理由の中にどういうファクターが組み込まれるかという議論がありまして、その中に環境とか財政とかは含まれるかという質問に対しては一切含まれないと、いわゆる基本高水流量の範囲内でしか、そのベースの中でしか合理的理由というのは見出せないんですよというのが行政側の答弁です。現に答申後、別な基本高水を設定していますけど、合理的理由なんか何にも説明しないで別の高水を設定している訳なんです。言っていること分かります。例えば、こちらの方でまたやると、また答申後、少なくとも私どもにはまったく説明がないままに、議会の答弁を聞いても、まったく理由が分からんままに、別な基本高水を設定するというのを今後もなさるんでしょうか。

政策秘書室 柳沢企画幹

恐縮でございますが、今の時点で、どういうふうに取り扱うのかというのはちょっと申し上げる訳にはいかないと思います。いずれにしても、枠組みというのが答申を受けた後にですね、いろいろ行政側として、協議し判断したことでございまして、今後の中で、同じように取り扱うか否か、またどんなことを考えていくのかということは、ちょっと今の時点で申し上げられませんが、委員の方に怒られるかもしれませんが、答申を尊重するという点では今後とも変わらないスタンスで参りたいというふうに、それは言えると思います。

五十嵐委員

もう1点だけ質問させてください。この答申後、枠組みを作りましたね。あの数値は国土交通省は了解したんですか。勝手に作った、長野県土木部だけで決めた数字なんですか。あの数値であれば、逆に言うと、前から言っている河川整備計画が成り立たないとか、或は補助金はもらえないと、いろいろ言っていましたけれども、あの数値であれば、国土交通省はOKという、そういう判断なんですか。

宮地委員長
どうぞ。

政策秘書室 柳沢企画幹

まだ国土交通省はその辺、了解とか否かと、そういう話は一切していないと聞いております。

大熊委員

午後、答えて頂きたいんですけども、河川法上では整備基本方針は河川審議会、乃至社会資本整備審議会の河川分科会で決めることになっている訳ですね。我々のこの委員会はその河川法上から見ると、結局どう位置づけられるのか。再度ご質問しておきたいと思います。

宮地委員長

はい。

宮澤委員

何度も期日について説明を求めているつもりなんですけど、もう1回、正式なご答弁を、いつまでも委員会にお任せしますということでいいのか、行政というのは、どの程度の責任でやっていらっしゃるのかどうか。五十嵐先生のお話の中で、最後一言匂わされましたけれど、いつまでもそのままにしていいのかどうか。答申が出て、6月の二十何日ですか、知事が表明されてその後、今日まで具体的に国土交通省にはどういうアプローチをしてどういうふうになっているのか、そこら辺のところもそれでいいのかどうか、明確にお話をお聞きしたいと思います。午後でも結構でございますがお願いしたいと思います。

宮地委員長

はい、どうぞ。

石坂委員

先程からも委員会としての問題と行政との関わりと、2つの問題について明らかにしなければならぬという議論になっていまして、私もちょっと今のお話を聞いていて、その辺、今の宮澤委員のお話も混乱もあるように私は思います。行政側が例えば、新年度の予算の査定の大きな山場としては7月から8月ということは、これは毎年そういうサイクルでやる訳です。その後、補正とかいろいろな段取りを踏んで、その限りではない予算の編成がされていきますけれども、そういうサイクルとしてお答えになったという思いが私はあります。それを受け止めて、例えばこの委員会の発足は、先程からお話がありますとおり、昨年6月でしたけれども、現調等を始めて、実質の議論がかなり、今言われている新年度の予算の時期には実際掛かってしまうという中で、先程宮澤委員も言われましたように、例えば浅川、砥川の部会について、その予算の期日との関係で、あまりにも3月末ということが、私は押し付けられたとっておりまして、それは誰が押し付けたのか、私は行政ではないと思うんですね。議会の議論の中で、予算編成の時期というのを大上段に持ってこられて、3月末というのは自由な部会の議論がもう少しという非常に重要なところで押し付けられたと、私は経過からいって受け止めております。ですから申し上げたいのは、行政のそういう毎年、毎年のサイクルがあります。そうしてその中で勿論期日を急いで、ただ長々と時間をかけていくのではなく、効率的な議論をすることは大事ですが、しかし、この委員会が置かれ、また住民参加の部会も設置することになったという状況の中で、やっぱりせつかく作られた委員会の中で、どれだけ住民の皆さんの意見を汲みながら、新しい到達点に立っての議論ができるのかと考えた時に、この委員会として、予算の毎年、毎年のサイクルはあるけれども、それだけにとらわれない、自由な議論を尻切れとんぼにならないようにやっていかないといけないと思うんですよ。ですから期日の問題を判断するのは、やっぱり、私は委員会の判断に重きをおいて、ここの委員会が私達自身がどう考えるのかということが、一番大きな問題であって、行政が言った言わないとか、そういう問題とはやっぱり切り離して、主体的に考えていく問題だと思います。今、ご質問が出ているやり取りの中で意見を言っていいのかどうかというの、ちょっと迷いながらずっとお聞きしていたんですけど、そこを区別して議論していかない

と、混乱していくのではないかと思いますので。

宮地委員長

話はまた深刻になってきてしまったのですが、基本高水の捉え方については、確かにこれから部会で議論する時に、いろいろなことがございましょう。しかし、とにかく今まで、私どもは感じておりますのは、基本高水に関する国土交通省の壁というのは非常に高いと感じておりますね。それに対してこの委員会としては、ひとつ独自の考え方で答えを出していったというのが、前回の議論だったろうと私は思います。これを行政にどちらを取るんだというふうに、今、答えはもらっておくのか、或いはこういう範囲内で我々がどういう方向でどう考えていくのかということをも自分自身の頭の中で考えるかという問題は、やっぱり2つあるだろうと思っております。それで、今の幹事会のご返事も、今非常に難しい立場に立っているように私思うんで、私、今すぐご返事ができるかよく分かりませんが。それからもう一つ、高水の問題については、いわば、その河川の進行度というか、計画の段階によってもいろいろ違うんだらうと、私は思いますんですが、清川と薄川、それからその他の河川とはちょっと本質的に違った段階があるようにも、私思っております。それでどうでしょうか、基本高水のことについては、五十嵐先生、今日、午後はまだ1時にはいなくなっちゃう。そうすると、午後でもよろしゅうございませうか。その辺は午後にまた考えて頂くことに致しまして、もうひとつは、委員の交替があり得るか。これは我々の方から言うことではなくて、むしろ我々がそんなものがあるはずはない、今の段階では、選挙終わったからといって、そういうことは今の段階では何にも聞いておりません。当然、今の委員の顔ぶれでやっていく。これが前提だらうと、私は思っておりますが。

五十嵐委員

質問した趣旨は、前回、後でひとり補充する時に、会派が分裂しまして、最大会派から委員が出ていないのはおかしいということで、ひとりが追加されましたよね。

宮地委員長

前回ね、はいはい、ありました。

五十嵐委員

そういうことが今回あるとすれば、その会派から送られてきている委員の立場というのは何なのかということなんです。なければならないで良いんですけど。

宮地委員長

それはですね。どうでしょうか。

宮澤委員

私が答える所ではないかと思えますけれども、実はその問題につきまして、過日、議会の方の、石坂委員さんもお見えでございましたが、議会の代表者委員会の中で、私も確認を致しました。要するに、今回こういう形になって、また新しいスキームで作るのかと、こういうことでもございましたが、これは20日の日に、交渉会派の会議を開くということでございませうが、その場で議長としての見解としては、従来通りであまり動かさないで行った方が、これだけ継続性がある中なんで、新しくいろいろなことで、他の委員会とか、全部絡んでくることなもんですから、そういうことで明確な状況ではございませうでしたが、議長の個人的な意見としては、あまり今までの継続性を破るような状況については差し控えた方が良いのではないだらうかという議長のご判断のご意見が出されまして、その時に出席された各会派の代表の皆さんは、違っていたら石坂さん、フォローして頂きたいと思えます

が、みんなそのような形で、今回はこういう状況なので良いのではないだろうかというようなことが話されたことの事実だけ私の方からご報告致します。石坂さん、ありましたら。

石坂委員

定数が15名で、条例で定めている定数が満杯になっているということと、議会の都合でということとは、やっぱり今までの経過と到達点を乱すことになるので、まずいのではないかという議長のご意見があり、各党派の代表者は現状で行くのが一番好ましいのではないかと、委嘱されるのは知事ですので、議会が決めることではありませんが、そういうことを確認しました。

宮地委員長

どうぞ。

五十嵐委員

もうひとつだけ議会側の先生方をお願いします。来年県議選がありますが、落選したら、それは勿論ありませんけれども、会派が相当変わってもこういう考え方でいくということになるのか、またそこでガラガラポンが起り得ることになるのか。仮に答申が4月以降伸びた場合に、後で議会で確認してください。というのは、前回の補充する時の理由が、私の理解によりますと、最大派閥である県政会から出ていないのはおかしいと、私自身は途中で、まさにずっと進行していましたので、途中で入れるのはおかしいという意見だったんですけど、知事の意向や皆さんの意見では、最大の派閥から出ていないのはおかしいということで入れられたという感覚があるものですから、もし仮にこの答申が来年4月以降伸びて、この間に県議会の構成が変わった場合でも、そういうルールを適用するというのを定めるのなら、定める、定めないと定めないと、はっきりさせておいて頂きたいと、そういうことです。

宮地委員長

今、石坂委員がおっしゃったように、この委員の選考というのは県知事のやることですので、あまり先のことまで言えないんですが、ただ、委員会としての意見とすればですね、前回の補充の時も、元々会派に割り当てたという感じは私どもは持っていなかった。そういうふうなことを申し上げたつもりもございますし、要するに、この委員会が継続して審議をしていく上で、差し支えがあるようなことがあっては困る。これは私どもの意見として持っていてよろしいのではないかと、私は思うのであります。ですから今、こういうふうにするべきだというふうな、来年の4月のことまで頭に入れていきますと、いろいろと難しい部分も出てくると思いますが、当面においては、やはり今までの議論がスムーズに行くような方策で考えたい。むしろ知事から何かご相談があった時には、そういう方向で考えてみたいと、私は思っておりますけれども、今、その問題を突き詰めて言わなくとも、どうでしょう、五十嵐先生。

五十嵐委員

もっとリアルに申し上げますか。ここでいいのかどうか。例えば、やめましょうか。とにかく党派的なレベルで委員の差し替えは止めて欲しいということです。

宮地委員長

それはご意見として承っておきまして、それは前回の時の意見にもかなり出ましたですね、かなりありました。差し替え、補充の時の話ございましたので、それは皆さんもまだご記憶に新しいと思っております。そういうことで、竹内委員、何か。

竹内委員

誤解のないように申し上げておきたいのは、当初、この中の議会4人ですね、入ったのは議会の意向ではなくて、知事が各会派、当時、4会派あったものですから、各会派からひとりずつということで、氏名も含めて、本来であれば議会側が議運なりに諮って、だれだれ出しましょうということを決めるんですけど、人数だけ、本来であれば知事が言うんですけど、個人名も含めて当初は4人指名されたという経緯もありまして、各会派から出すというのは、議会が決めたことではなくて、知事が当初、そういうふう任命の時に決めたという経過だけは、一応踏まえた上で考えて頂きたい。私が言っているのは経過だけ、そういうことは理解して頂きたい。ですから今後についてはまた別問題ですけど、今の段階でどうのこうのということではなくて、一応、そういう経過があるということだけご理解頂きたいと思います。

宮地委員長

差し当たっての、どうぞ。

風間委員

あの、私も最大会派の代表になってしまったものですから、大変申し上げづらいんです。言いづらいものがあるんですが、いずれにしても、私も途中から参加させて頂いて、議論に加わらせて頂いておりますけれども、かなり専門分野に渡る話でもありますし、それからまた任期も来年の6月ということもあって、議論も大詰めに来ておりますので、例え、これで4月に選挙があつてですね、落選すれば別ですけども、入れ替えをするといつても、かなりその方に対する負担といえますか、やはり難しいものが現実的にあるかと思うんですね。ですから、あまり基本的にはこのメンバーを崩さないような形で行った方が私はよろしいのではないだろうかというふうに思っております。

宮地委員長

先程、県会の方のご意見も承りましたけれども、私どもの委員会としてもとにかく、それとは別に、県会とは別に、私どもの委員会としても議論の継続と言うことを考えれば、そういうことはあんまり考えない方がいいだろうというのが、現在の考え方であると、これはいかがでございましょうか。但し、どういうことが起ってくるのかは、それは分かりませんが、委員会の考え方は今の通りであると、そういうふうにお申し上げておいてよろしゅうございましょうか。それから、もうひとつ、答申の期日でございますが、これは確かに当初、8月末頃を目指しまして、概算要求のことがございまずので、しかしその間に、ああいう突発的なことが起りましたんでなんですが、これを行政が決めてくれというよりは、やはり、そういうなるべく急いで、早い段階で答えを出すということが目的だと思いますので、私自身はいつまでということ言うよりも、今までの、とにかく8月末にはこうしたかったという気持ちを尊重して部会の議論をなるべくスムーズにここで繋げていく。そういう意味でなるべく早く考えて頂く。実際後で私、この委員会のこれから先の目標なんかを申し上げようと思っていたんですが、考えてみると、2月にはまた県会がございまずし、4月には選挙があるというようなことですので、6月までの期限というのは、有名無実になりかねない。だからその辺のこともよく考えないと、どこまでどういうふうな手続きを取っておいたらいいのか。かなり難しいこともあるんじゃないかと私は思います。ですから、答申の期日というのは、もう少し今日、議論の進み方を、部会長さんに一つお願いを致しまして、なるべく早く仕上げさせて頂く。誰もゆっくりでいいと思っておりますが、とにかく概算要求に間に合わせたという気持ちは十分あったのは、やむを得ず遅れていると、この状況を頭において議論を進めて頂くということでいかがでございましょうか。ちょっと抽象的になりますが、今のところそうするより私は仕方がないというふうに思っているんですが、ちょ

と五十嵐先生のお話も幹事会が、行政側のご返事はちょっと午後にさせていただきますけれども、今の
ようなことで。浜委員どうぞ。

浜委員

ひとつ行政といいますか、知事に確認をして頂きたいことなんですが、これから各部会がピークを
迎えてくる、或は新しい部会が発足してくるという形ですが、特にこの砥川、浅川の状況を踏まえま
すと、これをひとつのモデルとするのであるならば、やはりダム無しという方向性に行く可能性が非
常に強くなってくると私は思うんです。それはそれぞれの部会の中での方向性が出されてくると思
うんですが、前回、高橋委員の方から出ました利水の問題ですね、これを行政として、もしダム無しで
行くということが決定をした場合にですね、この利水の確保について、水の確保については、県が責
任を持ってやっていくんだという方向性を、知事のできるならば書面で頂いた方がいいのではない
か。これは利水の問題は大変重要な問題ですし、それからダムが無い場合には、補助事業にならない場合
が出てくる訳で、当然これは県単事業ということになってくる訳ですから、そういう形になっても利
水の確保は県単を使っても、県が責任を持ってやっていくんだということをしっかりとした裏付けが
ないと、私も利水ワーキングの座長として、その辺の進め方に非常に困ってくる部分があると思
うので、お願いをしたいと思います。

宮地委員長

今のこと、よく分かりました。この後ですね、部会の再開についてお話しする時に、当然、高橋
部会長が前回の委員会でおっしゃったことについて、幹事会の方からご返事を頂くつもりでおります
んですが、それと関連して、ちょっとお考え頂けませんかでしょうか。

浜委員

はい、分かりました。

宮地委員長

それでは、只今、小グループの話は済みました。それで、今の部会の再開の話は午後になっており
ますが。

浜委員

申し訳ありません。

宮地委員長

午後いない。そうすると先に部会の開催の話をしましょうか。その方がいいですね、きっと。午後
からワーキンググループのご報告を頂くことにしまして、浜さん午後お出でにならん、五十嵐さん
もお出でにならん、なるべく早く部会のことについてやっておく方が良い。15分ござい
ますが、ちょっと延長すれば、部会の再開の話がいけると思いますので、そちらに順番を
変えることに致します。

政策秘書室 柳沢企画幹

すいません、今、部会の再開につきまして、午後の予定しておりましたものですから、幹事長の方
から、その辺のことをお話し申し上げようと思いましたが、今、ちょっと幹事長、出席できるか確認を
取らせて頂きたいと思います。申し訳ございません。

宮地委員長

実は幹事長、今日は予算の査定の話があるんだそうです。今、査定中だもんですから、その話になった時に来て頂く予定でしたが、それがもし無理ならやっぱり午後に回すより、仕方ありません。伺ってください。

<休憩>

田中治水、利水検討室長

廊下におられる方、中へお入りください。

宮地委員長

浜さんが戻ってきておられない。幹事長からのご返事は、浜さんもうじきお戻りだと思いますのでその後で。それでは部会の再開についてご審議を頂きたいと思っております。実は、前回の7月25日開催しました第15回の検討委員会におきまして、この検討委員会、或は部会の議論をとにかく選挙期間中はやめたほうがいいたろうと、こういうご意見が強く中止を致しました。その理由には3つあったと思います。その1つは、知事の失職の意味は重くて、知事不在の間は委員会審議をするべきではない。そういうかなり原則的なご意見でございます。それからもう1つは、これとちょっと似ておりますが、公職選挙法上の制約もございますので、委員会、部会とも議論を凍結した方が良いでしょう。第3番目に、先程、浜委員がご発言になった利水に関する県の姿勢ということでございます。利水に対する県の支援態勢を明確にして欲しいと。そうしないと、部会のこれからの審議がやりづらい、難しいという発言が、特に黒沢川の方からございました。そういうことを踏まえて、この委員会を再開してある訳でございますが、浜委員がもうそろそろおみえだと思って話をしておるんですが、1番目に申しあげました知事失職の意味は重く、知事不在の間は委員会審議をするべきではない。それから2番目は公職選挙法上の制約から委員会、部会とも議論を凍結すべきである。これはもう選挙は済みましたので、この理由はなくなったと私は思っております。問題が残っておりますのは、利水というものが、浅川、砥川だけに話を限るのかどうか。これからもっと基本的な意味で県がそういう支援態勢を明確にすることをして頂きたいと、そういう要望がございまして、それが部会を凍結するという議論の現状では一番大きな話になっていたと思います。その点に関して、先程浜委員からもご発言もございましたし、高橋委員も前回の委員会でそういうことをご発言になりましたし、これについての幹事会の方からご意見を承りたい。そういうことでございますが、それでご返事を頂けますでしょうか。よろしゅうございますか。はい、お願い致します。

青山幹事長

それでは、利水に関する県の考え方と申しますか、それにつきましてご説明申し上げたいと思いません。検討委員会におきましても、いろいろな形で議論されてきましたとおり、水道法第6条によりまして、水道事業者の原則として、市町村の自治事務とされていることにつきましても、ご承知のとおりでございます。従って、県が何らかの関与を行う場合につきましては、市町村と十分協議をしなければいけないということは当然でございます。上水道の水源対策に関する制度でございますけれども、水源をダムに求める場合に限り、県は補助を行っているというのが、現状でございます。検討委員会ならびに黒沢川部会に出された意見はダム以外の水源開発に関して、県の支援を求めるという、こういう内容と理解しております。前回の検討委員会でも申しあげましたけれども、答申の趣旨を最大限尊重するということが、県の基本的な姿勢でございます。制度上の不備があればご指摘頂きまして、それが部会報告を経て、委員会の答申として、盛り込まれてくるならば、法的な制度、或は財政的な視点を踏まえながら、積極的な検討をさせて頂く考えでございます。更にご承知のとおり、田中知事

は今回の選挙公約で水直しという項目で、脱ダム債を新設し、水源林を保護するとともに、新たな水源開発の補助制度を確立すると、こういうことを公約で述べてきております。県と致しましては、新たな水資源開発の助成制度について、市町村のご意向も把握しながら検討していきたいと、こういうのが現在における県の姿勢でございますので、ご理解頂きたいと思います。以上でございます。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。いかがでございましょう。只今のお話しは前回よりもかなり踏み込んでいるように私は思いますが、高橋部会長、いかがでございますか。

高橋委員

先般も、ちょっと打ち合わせの中でも申し上げましたけれども、公約の中にもあったということは、私申し上げてありましたし、今日、具体的にですね、ご説明を頂いておりますので、この24日に部会の開催を予定しておりますけれども、委員の中から、本日の県の考え方を聞いてこないと、部会を再開するべきじゃないという強硬なご意見もございますので、今日のお話をお伝え致しまして、進めていきたいなと理解を致しました。

宮地委員長

浜委員、いかがでございます。

浜委員

今の幹事長のご説明、端的に言って、県は部会の答申を尊重して、それから、地元市町村長の意向を尊重して、県として、責任を持って行くというふうに部会で説明してよろしいんですかね、端的に申し上げます。

宮地委員長

どうぞ。

青山幹事長

よろしいと思います。前回、私から県の考えを申し上げましたけれども、今回、知事選の中で、更に知事はそれを後押しする形で公約の中に盛り込んでおりますので、今の浜委員さんからおっしゃることにつきましては、先程も申し上げましたけれども、あくまで水道事業者は市町村ですので、市町村の意向を踏みながら、県として積極的に対応するというご理解頂ければと思いますけれども。

浜委員

委員長。

宮地委員長

はい、どうぞ。

浜委員

そうしますと、補助事業にならないという可能性があるわけですが、それも県としてやってくれると。それから部会として代替案が出せない、ということも考えられます。それはひとつには上川部会の農業用水の問題にしても、現状の中ではなかなか難しいだろうと、豊平の大きなほ場整備を終えて、そこへ農業用水をダムから配水をするということだったんですけれども、それがなくなった時点では、

なかなか難しいだろうというようなことで、その農業利水の問題に踏み込めないでいる現状なんですね。そういう場合にも県としてはしっかりとした責任をもってやって頂くということでよろしゅうございますか。

青山幹事長

農業利水につきましては、今、初めて問題提起された事項ですので、ここですぐ私の段階で、ちょっと回答はできない状況です。今、申し上げたのはあくまで水道水源という、その限定した議論の中での、県としての姿勢を示してくれということですから、今の話はそれに限ったということでご理解頂きたいと思えますけれども。

宮地委員長

浜さん、まだ、ご質問、続きますか。

浜委員

ですから、利水ワーキングはいわゆる農業利水を含めての利水でございますから、今、幹事長は初めてお伺いをしたという話ですけれども、これは前々から上川においては、農業用の水源ということが問題になっている訳ですから、それは水道水源に限ったという事であるならば、私は新たにここで農業利水に関しても、県の見解をきっちりはっきりさせて頂きたい。こう思います。

宮地委員長

ちょっと、高橋さん、さっきからお手をお挙げになっておる。

高橋委員

今の説明の中で、ダムに対する補助以外、県の支援ということは理解できたんですが、もうひとつ、一番大きな問題、水利権の問題がある訳ですけれども、ダム以外となりますと、水利権がつかなくなるということになる訳ですけれども、この辺についても県として、制度の見直し等々も考えて頂けるのか。或は、水利権がつくような河川構造物といいますか、河川管理施設というものが考えられるでしょうかというのを、確認をしておきたいと思いますが、お願いします。

宮地委員長

いかがでしょうか。

青山幹事長

原則として、答申の中に、そういう水利権も含めて検討して対応せよという答申内容になってくれればですね、当然、私どもとすれば、答申を尊重するということが原則ですから、その結果どうなるか、ちょっと分かりませんが、その答申に対応した県としての対策を考えるということで、私どもは今、考えております。

宮地委員長

そうですか。高橋委員、それでよろしゅうございますか。では、石坂さん。

石坂委員

今のお2人のご意見をお伺いして、また今までの委員会や私自身が、浅川部会の報告をまとめるに当たった報告書の中でも、お願いを申し上げたつもりなんですけど、やはり、新しい長野県の治水・

利水を考えていく中で、先程、浜委員のご発言の中にも、多目的ダムからの取水にならなかった場合は当然、県単になるからと、そういうお話でしたが、私はその当然というのはちょっと違うのではないかと思います。多目的ダムによらない取水の方法、また利水の方法を取った場合であっても、新しい制度の見直しと、現行の法の中での様々な知恵を尽くした検討をしていった場合に、そこに現に補助制度が存在するものも、組み合わせ可能なものもある訳ですので、そういう意味では今まで繰り返し委員会の中でも私自身発言してきているつもりなんですけれども、ダムによらない方法での利水が、今、幹事長からは部会や委員会の正式な報告や答申として出された場合の前向きな検討のお話があったんですけど、やはり、その報告や答申にこの委員会自身が、そういう新しい立場での検討をした結果の発信ができるように、確かに水道法での事業者は市町村ではありますけれども、これだけ治水・利水の問題が長野県的な重要課題として議論されている中で、ダムによらない方法を取るとすれば、当然それは県の支援ということは欠かせないということは、誰が考えても明らかな問題ですので、そういう新しい時点での検討と発信をどうするのかということは、この委員会自身が、やはりこの委員会が煮詰めて、報告に反映させていく責任があると私は思います。

宮地委員長

分かりました。はい、どうぞ。

宮澤委員

今、石坂委員さんがお話になられた新しいルールのポイント、ここがこの検討委員会、ないしは今までの部会の争点だったような気が致します。要するに、従来の行政の枠の中で予算から始まって、様々な問題が法律の中にある。そういう中でのアプローチの仕方と、今、石坂委員さんが言われた、新しいルールを長野県から発信するんだから、ひとつのルールを今の規制の行政の枠から離れて、発信すべき問題ではないだろうか。私は両方よく分かるんですが、そういうようなところのポイントが、この間基本高水から始まって、全ての問題での論点だったような気が致します。こここのところについて、私はこの位置づけ、今の石坂さんのように考える考え方、先程の浜さんや高橋さんのようにお考えになる考え方、含めて、私もそうございました。そういう経過を今までの中で見つめて参りました。私は幹事会の中で、本当にどこがその接点なのか、今でも分かりません。私も率直な所わからなくなってきております。このダムが必要か必要じゃないか、この問題から治水・利水の問題、今日に至るまで、そこがはっきりしていません。これは幹事会というか、行政の方にあえてお伺いをしたいと思うんですが、どのくらいの枠でやられるのか、これから各部会、各小グループで出されている案もその所が一番大きなポイントのような気が致します。その中で行政はどういうふうにしていくのかなとずっと思って参りました。そのところが噛み合わなければ、基本的にいつまで経っても噛み合わなくて、2つの意見が両論併記で出てくるのではないかと思います。これは私の意見であります、そのところどうするのか、幹事会に一度、見解を聞いてみたい、こういうふうになります。

宮地委員長

どうでしょうか。今、そのところ、はい、どうぞ。

石坂委員

ご意見を聞くことはそれは大事だと思います。しかし、今までの制度の枠の中のことだけしかできないということが先にあるのであれば、この委員会の存在意義が何かということにも私はなるかと思っておりますので、実現できるかできないかということは、それは国や市町村、県民の皆さんと勿論ご相談したり、それから財政的な限界がありますので、探っていかなければいけないことなんですけれども、し

かしあるべきより良い方向というのを、知恵を凝らして今までの制度にはないかもしれないけれども提案していくということがなければ、今までの制度の枠の中だけのことをやるのであれば、委員会の存在意義というのはかなりなくなると思うんですけど、その辺いかがでしょうか。

宮澤委員

石坂さんと私のやり取りになってしまって、石坂さんもここで終わりにして欲しいのですが、私は砥川部会の中で2つの案を委員会へ出しました。現実のものとそうでない2つの案を出してきたつもりです。そういう経過も踏まえて、今申し上げているんです。私自身もそこで悩みましたし、苦労しました。そういう中で2つの結論を出してきたんです。私として行政に質問することありますので、石坂先生にお答えを頂くつもりで質問しているのではないので、そこだけ行政にお聞きしたいのです。

石坂委員

聞く場合に委員自身の意思というのがどこにあるのかというのをはっきりしないと。やっぱり行政任せとか、制度の中に留まってしまうということ、私はちょっと疑問に思いましたので、申し上げました。

宮澤委員

判断するのは、私ども判断します。行政はどう考えているのかということをお聞きしたかった。

宮地委員長

どうでしょう。この問題、先程五十嵐先生が提起された基本高水をどう捉えるのかという問題もございませぬけれども、本当に私も枠をどこかで決めてもらって、それに従ってやるというのも一つの方法かもしれないと思いますし、自分達のひとつの考え方を打ち出していくと、それを是非、実行してくれと迫る、そういうのもひとつの手で、いろいろな手があると思います。いずれにしても、今の話、どうでしょう。午後高水の話をやって頂きますので、その時にもう一遍あるかもしませんが、そこでご議論頂いたらと思っておるんですが、幹事長にはちょっと午後、その点で五十嵐委員からの質問も含めて、今のような点の説明を、お考えを聞かせて頂きたいと思いますが、どうでしょう。今の段階でそこで打ちきって、後は五十嵐委員の質問と交えて、話をして頂いた方が有効だと思っておりますがよろしゅうございますか。一応利水の話については、とにかくそういうことで、今の段階でご了解を頂いたと私は思います。そうしますと、県の方もかなり踏み込んだご返事を今度頂いたと思っておりますが、やっぱり自分達の思うことを答申の中にできるだけ盛り込めと、それは尊重するというご返事を頂いておりますので、そういう方向でひとつ部会を再開して頂きたい。これが私がこの部会の再開についての問題の結論であると思っておりますが、よろしゅうございませぬでしょうか。そういう方向でお考え頂いて、これは別に黒沢、郷土沢、上川ばかりではございませぬで、これから始まる角間と駒沢の部会もまったく同じことだと私は思っておりますが、よろしゅうございませぬでしょうか。それでは、そういう方向でお願いしたいと思います。この午前中の話は、もう時間も大分過ぎましたので、これで一段落させて頂きまして、午後先程の話、浜委員ご用事があるようですが、午後にちょっと移させて頂いて、行政側の考え方と委員会の姿勢という問題になりませぬでしょうか。広い意味で申しますとこういう話をして、後、ワーキンググループのご報告を頂きたいと、このように思っております。午前中の委員会はこれで終了致しますが、よろしゅうございませぬか。それでは、午後はどうしましょ。今12時15分で、1時でよろしゅうございませぬか。その方が早く終る、という誘惑を投げておいて。そうすると午後の冒頭に幹事長、お願いできますか。その方が時間がはっきりしていますのでご都合をつけて頂けると思うんですが、よろしゅうございませぬか。それではそんなふう致します。午後1時まで昼食の休憩と致します。ありがとうございました。

<昼食休憩>

田中治水、利水検討室長

それでは午後1時になりましたので、午後の部を再開して頂きたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

宮地委員長

それでは、午後の議事を再開致します。午後の話の最初に、午前中から五十嵐委員などからいろいろご質問が出ました。基本高水の捉え方をどうするかという質問がございました。ひとつは、我々が今まで割に相対化する方向でものを考えていた。そういう捉え方でいいのかどうか。それに対して行政側が、基本高水の行政的な取り扱いをなさったけれども、あれは浅川、砥川だけか、これからもそういうことはあるのかということをお聞きになりました。それで今、幹事長ご出席を頂いておりますので、その辺についてのご返事をお願いしたいと思います。よろしくお願ひ致します。

青山幹事長

基本高水の問題でございますけれども、前回の検討委員会でも同じような質問がありまして、私からお答えを申し上げたと思いますが、今回の浅川、砥川につきましての基本高水なんですが、これはあくまで2つの河川についての考え方を示したものでございまして、他の河川について、同じような枠組みを考えているということではございません。従いまして、答申を踏まえまして、県としてその河川ごとにどう対応するかは考えていきたいということでございまして、今後、他の河川を議論する際におきましては、今回の枠組みに捉われず議論して頂き、そして答申を頂きたいというのが県としての考え方でございます。以上でございますが。

宮地委員長

ありがとうございました。いかがでございましょう。只今のようなご返事がございまして、どうぞ。

大熊委員

私、質問しておいた河川法上の取り扱いというのはどんなふうに位置づけられるのか、そこもちょっと。

青山幹事長

河川課長の方から。

大熊委員

平成9年に河川法が変わって、基本方針を決めるという形になった訳ですけども、そういう手続きがすべて終わっているのか、終わっていないのか。我々がここで決めたことはそれに反するのかどうかということですね。河川法上どういう取り扱いになるのか。今のお話ですと、それに捉われず決めて良いということになる訳ですかね。

大口河川課長

ですから、河川法の位置づけでいきますと、先程大熊委員さんが言われたように、基本方針については国の河川審議会の方で一義的に1級河川ですので決めて頂くと。県でやりますのは県で管理しています河川の中の河川整備計画についてやっていく訳でございます。河川整備計画の中での基本高水

の位置づけということによろしい訳ですよ。河川整備計画上でいけば、まだどの河川というか、要は県は16ブロックに河川整備計画を立てる区域を分けてありますので、河川整備計画上でいけば、まだできていない河川はございません。

大熊委員

それで、信濃川に関しては、国の1級河川で決めますけれども、個々の浅川がどうだの清川がどうだのという形で決めませんよね、基本方針は。そうしたらここで決めているものは整備計画の中のものでしかないという理解で良いということですか、ここで決めている基本高水というのは。

宮地委員長

はい、どうぞ。

大口河川課長

基本方針に抵触するようなものが入ってくれば別ですけども、整備計画上で謳う数字の中で、基本方針に抵触しない部分については、この中で結構だと考えております。ですから、この委員会で出される方針、知事がそれを受けて出す枠組みについてを整備計画に反映させていくということになると思いますけれども。

大熊委員

今の状況ではほとんど信濃川の基本方針というのは、いちいち細かい所まで決めておりませんので、ここでほとんど決めておけば、基本方針に抵触するようなことは、私はないだろうと考えているんですけども、そういう理解でよろしいんですか。

大口河川課長

そのとおりです。

大熊委員

分かりました。

宮地委員長

そうですか、はい、それによろしゅうございますか。多分、この問題はいろいろ個々の場合について難しいことがあると思うんですが、はい、どうぞ。

松島(貞)委員

今、幹事長の方から浅川、砥川の方については話がございましたが、私がちょっと先程から拘っておるのは、県が良いとか悪いとか、誰が良いとか悪いということではなくて、答申を受けて枠組みを発表された時に、基本高水については、今まで県が計画したとおりだというようなことが言われた訳で、従ってもし補助金を既に頂いておって、事業を進捗しているという河川も他にもある訳で、そういうようないろいろな事情からどうしても基本高水の変更というのが難しいというような河川が他にもあるとしたら、是非、そのことは示しておいて頂きたいというふうに思って感じたんですが、今の話では、ないというふうに解釈していいのか、今までも自由に討議はしてきましたけれども、その辺については、ないということによろしいんでしょうかね。県側としては、行政側としてはどうしても進捗率からいっても、これは行政が示した基本高水を変更することは極めて難しいというような河川は他にはないというふうに解釈してよろしいんでしょうか。答えられるのか、答えられないのか、分かり

ませんが。

宮地委員長

お答え頂けますか。先程は今回の枠にとらわれずに、これからも議論して欲しいと、こういうことをおっしゃいましたですね。

青山幹事長

浅川、砥川につきましての基本高水の問題につきしては、現在の基本高水は当面、それを維持して考えていきたいということでございまして、基本的な高水につきましては、検証作業を県とすればしていきたいという立場でございまして、なんと申しますか、今の高水そのものが県としても将来的に、それで了解したということでは、決してございません。当面とすれば、そういうことで対応しようということで、それは特に浅川、砥川につきましては基本高水、あれだけ議論されてきておりますので、それではどういう形で県として、その枠組みを作る為の基本高水の考え方をまとめたら良いかということで、今みたいな考え方で、当面まとめさせて頂いたという、こういうことでございますが。

宮地委員長

よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

大熊委員

今後、当面決めておいて、今後、検証していくということで私は了解致しました。ただ、きちんと流量測定を是非やって頂きたい。その上で検証して考え直して頂きたいということで、是非、流量観測をお願いしたいと思います。

宮地委員長

はい、どうぞ。

青山幹事長

今の観測の件につきましては、9月の補正予算で土木部の方では考えておりまして、今の宮地委員さんのご指摘あった流量も含めて、対応していく方針でございます。

大熊委員

分かりました。

宮地委員長

どうぞ。

竹内委員

昔の話を振り返すつもりはないんですけども、基本的に基本高水流量を変更しないということで、ダム無しについて率直にやって頂きたいという立場で、そういうことでは、私は理解をしております。ただ、流量観測について、それは当然やることは今後より科学的に分析をしていく上で重要なことだと思います。ただ、いろいろとお話、これまでの経緯の中でお聞きしますと、流量観測は最低10年というお話もございました。一応、今ある基本高水を当面として、今後、変更も有り得るということでお話があった訳でありますけれども、ただ、私心配しますのは、浅川なら浅川の河川整備計画を作る時に、これまでの論議からして認可の問題があり、そして全体の基本高水に対する考え方、或は河

川整備そのものに対する概要ですね、そのものを具体的に、流域対策も含めて、提案がされていかないと、河川整備計画そのものというものがやっぱり認可にならないのではないかとという危惧を持っているんですけど、その辺との関わり、今のお話はどうなんでしょうか。

宮地委員長
お答え頂けますか。

竹内委員
というのは、今のお話ですと、ずっと手がつかないのではないかとということで心配して申し上げている訳なんですけど。

青山幹事長
実際に検証作業というのは、短期間ではちょっと難しいということにつきましては、おっしゃるとおりだと思いますが、私どもとすれば、当面として、今のその基本高水を基本にして、河川整備計画、或は流域対策というものを、さらに具体化してですね、そしてそれに基づいて国の方の認可を得るということに最大限の努力をしていきたいと思っております、まず作業的にはご指摘ありましたように、国の方の認可を得ることが最優先ですので、それに向けての対応を今やっているという、こういうことですが。

竹内委員
ですから、それは当面、浅川でいうと450m3の基本高水をもって、全体の河川改修の計画、そして流域対策を当面示して、それに基づいて、国の河川整備計画の協議に入るとこういう解釈でよろしいということですね。

青山幹事長
ご指摘の通りでございます、当面というのはここ1日2日ということではなくて、少なくとも、検証作業があって、基本高水については変更しても良いといった時に変更になるのであって、当面、それまでは450という基本高水を基本にして、治水・利水対策をしていくという、こういうことでございますけれども。

竹内委員
それともう1点、他の基本高水に対する課題として、今、浅川、砥川については枠組み案そのものは浅川、砥川に関するものであると、他については今後検討頂きたいというお話でございました。それで午前中の五十嵐委員も過去の論議についての対応としていろいろ言われていきましたけれども、問題はいわゆる合理的理由とか、前の論議を振り返りますと、国の対応についても、基本高水を下げるとは治水安全度を下げることだというような見解が出たりしたことがございました。ということは浅川、砥川に関していえば、河川なら河川の流域、そして周辺の同じ河川との比較とかバランスとか、そういうことがありました。ですから一応、先程、清川と例えば、郷土沢、ダム性格違いますけれど、なぜ違うんだという指摘もあった訳ですけども、そういう県としていろいろ他の河川とのバランスの問題、そうしたことはどこかの時点で、私は妥当性という問題についてはやっぱり示して頂く必要があるのではないかと考えている訳なんです。それは例えば、浅川と清川を比較した場合に、果たして妥当な数字なのかということを含めて、これはやはり合理的な理由といえますか、バランス上の課題として当然、今後、国と協議する上でも、私は根拠として必要になる課題ではないかと思う訳ですけども、その点についてはいかがでしょうか。

青山幹事長

これから審議、答申を頂くという過程で予断的なことはあまり申し上げることはどうかと思いますけれども、それぞれ河川ごとにですね、特徴がございまして、今回の他の河川のダム等の目的というのも、浅川なり砥川とは若干違っている面もございまして、そこらのそれぞれの河川の特徴毎にどうすれば、治水対策、或は利水対策が可能かというようなものを、それぞれ議論をして頂く中で、県としてその答申を頂いて判断していくということが基本でないかと思っておりますけれども、ただ一律に当てはめていくのは、どういうものかなという感じがしてまして、今の段階では。

宮地委員長

分かりました。

竹内委員

基本高水と離れますけど、やはり、浅川、砥川に関してですね、これまでいろいろと論議があり、この検討委員会でも、みんなご苦労頂いて、やってきた訳でありますけどその中でも枠組み案が出されて、いよいよ浅川については、業者に対する契約解除ですか、というようなお話があったりして、知事は表明されているわけですが、今後やはり流域の皆さんと混乱を招かない為に、きちんと知事なりが市町村長としっかり連携してやって頂くことが一番大事じゃないかなと、私は枠組み案の中身がどうのこうの以前に、そのことを一番肝心な点じゃないかなと思うんですけど、その点はいかがでしょうか。最後に一つ聞いておきたいと思っております。

青山幹事長

浅川なり砥川につきまして、知事が当選後、関係する市町村長さんと協議をしながら進めていきたいということにつきましては、明確に表現されているといたしますか、発言されておりますので、私どもとしてもそういう姿勢で今後、関係する市町村長とも十分協議をして対応していきたいという姿勢であります。

宮地委員長

よろしゅうございますか。そうすると、県の方もまたこれからいろいろ対応していく方法はあるんでしょうけども、今、伺っていますと、浅川、砥川の場合にはあくまで、あの2つに関する話であると、当面はこうしてくという考え方なんで、後は答申を踏まえてどう対応するかは考えていきたい、こうおっしゃっておられます。委員会の方には今回の枠にとらわれずに十分な議論をして欲しいと、こう言っておられますので、いかがでしょうか。やはり、私どもとしては、自分達が考える案をいろいろ述べて、それを県の方に申し上げて、ご理解を頂く。そういう方向になるんじゃないかと、私は思っておりますが。よろしゅうございますか、はい。それでは、その問題は只今のようなご答弁で終わりたいと思います。幹事長、お忙しい所、ありがとうございました。それでは、次の午前中に積み残しましたワーキンググループの方のご報告をお願いしたいと思います。森林ワーキンググループからのご報告を、これは植木座長お願い致します。

植木委員

それでは、森林ワーキンググループの方から報告致します。今日のところは、清川、薄川、駒沢川ですね、この3流域について報告しますが、実はこの検討委員会に先立って、清川、薄川は小委員会がすでに始まっておりまして、その審議の都合上、個別にそちらの方では報告しているということをご了解ください。それからこれまで、5流域についても報告しておりますので、今回はできるだけポ

イントのみを報告して、簡潔に終りたいなというふうに思っておりますので、どうかご協力よろしくお願ひします。それではまず清川から簡単に。34年間、1964年から98年の森林の変遷。基本的に成熟化に向かえば森林の機能は高まるんだと言うことを当初の私の報告の中で説明しておるんですが、清川もご多分に洩れず、非常に成熟化がこの間進んでおります。従って、この間伐採というものがあまり行われていないということなんですね。それで、まずは土地利用の変化で見ますと森林が135haの増で、全体の構成比が88%。減ったのが特徴的には農用地、161減っています。草地も減っています。そういった草地、農用地が減って、これが一部分が森林化しているということ、或は増えているのがレクリエーション施設、それから、無立木地が増えている訳ですが、こういったところが例えば、スキー場の開発だとか、というようなところで増えているということが言えます。特にですね、レクリエーション施設としては、清川の流域に隣接している斑尾スキー場ができておまして、ここの部分が大きいということになっております。それから森林の具体的な内容、3ページ目を見て頂きたいんですが、森林は増えていると。増えている部分は何か、人工林です。人工林の中でも杉が増えていると。清川は雪の多い地域ですから、むしろカラマツではなくて、杉が植えられるという傾向があります。それから林分に成熟度を見るならば、林分成立段階が大きく減ってきていると、その分若齢段階、10年から50年くらいを指す訳ですが、この辺が増えてきているということですね。当然、成熟化、老齢段階も増えてきているということが見られます。それから4ページ目の崩壊地の変化。森林が成熟することによって崩壊地はどのように変化してきているのかと言うことをみたんですが、清川ではほとんど変わらない。数的には1964年の段階では崩壊地箇所数が3箇所しかなかったと。現在は1箇所しかないということで、比較的安定した流域かなというふうに捉えています。次のページ、5ページ、6ページ目は災害との関係を見ているんですが、この辺はなかなか毎回説明しているとおり、森林、すなわち災害との関係というのは直接、なかなか関連性を示すには難しいことなんです。一応、参考程度に示しておきました。それから7ページ目の各流域の流況につきましても、データ数がそれほど多くありませんので参考です。ただ河況係数が比較的低いということで安定している流域なのかなというようには感じていますが、なお分析が必要かと感じています。それから、土砂流出緩和機能量の試算ということで、9ページから説明します。森林が成熟することによって、或は土地利用が変化することによって、この流域で土砂がどれくらい増えたのか、減ったのか、流出量が増減があるのかというのを見たものです。ここで見るべき点は農用地、或は草地が大幅に減っているという点で、そこからの土砂流出量は減ってきている。その分、森林に変わっている訳ですね、基本的には、森林が増えて成熟化している訳ですから、土砂流出量は大きく減っていると。1964年の段階では6516m³あったものが、98年には、2334m³という3分の1くらいに減っているというふうにデータでは示しております。これが清川での森林の34年間のポイントをまとめてみました。

続きまして薄川について、お願ひします。これも同じように37年間、1962年から99年までの37年間の比較です。いづこも同じといいましょうか、やはり森林が増えまして、この37年間の中で崩壊地も大幅に減りました。それから草地も減り、農用地も減ったと。一方、宅地化が若干増えてきているという土地利用の傾向が見られます。次のページご覧ください。森林の変化です。人工林が大幅に増えました。その人工林はほとんどがカラマツでございます。ですから松本市の上流の方、東側ですが、カラマツ林がよく見られるんですが、戦後植えられたカラマツが非常に多い。しかも、発達段階を見ましても当初、1454haあった林分成立段階が大幅に減りまして、植えられた後40年くらい経っていますので、若齢段階へ移行しているということが伺えます。それから、崩壊地の変化について、4ページをご覧ください。崩壊地の状況は62年には73箇所ありました。面積で29haだったんですが99年では24箇所と3分の1に減り、また面積におきましても13.9haと、約半分に減少しているということが伺えます。62年に存在した72箇所の崩壊地についてはその後復旧したものが54箇所、それから規模が小さくなったものが7箇所、ほとんど変化のないもの

が9箇所、逆に拡大したものが3箇所あります。また新たに発生したのが2箇所ということですが、表を見てもらっても、一目瞭然なんです、かなり減ってきているということが分かると思います。次のページ、5ページ、6ページ、7ページ目は飛ばさせていただきます。次に土砂の流出量について、9ページをご覧ください。62年と99年の土砂流出量の変化です。ここではですね、大きく変わったのが伐採跡地が非常に減ってきた、従って土砂流出量も大きく減ってきたという点が一つ挙げられます。それから只今説明しましたように崩壊地も減ってきたということで、この伐採跡地、崩壊地の減少によって、大きく土砂流出量は減ってきているということが伺えます。勿論、森林の増大、それから成熟化に伴って、その部分でも減ってきている訳ですが、62年、およそ1万m³の流出量が予想されましたが、99年ではおよそ6、000m³にまで落ちているだろうという計算結果でございます。

続きまして、駒沢川にいきます。駒沢川の森林の変化について説明致します。69年から2000年のおよそ31年間の変化を見たものです。駒沢川はすべて森林でございます。それは前回も今回も変わらないということです。また森林の特徴を見ましても、若干、人工林が増えたかと、それから伐採跡地が減ったという所があります。ですから伐採跡地が基本的に人工林化されたと見てもいいのかもしれませんが。また植えられた樹種はカラマツが多いかということになります。極めて前回、69年と2000年ではほとんど変わらないというような状況を示しているということでございます。それから崩壊地についてですが、すいません。3ページ。表がなかったもので私ちょっと勘違いをしました。3ページの下のところ崩壊地の変化というのがありまして、69年、2000年とも崩壊地が確認されなかったということでございます。ほとんど森林の状態が維持され、崩壊地もでなかった。2つの地点での検討ですが、そういうことでございます。それから土砂流出量について見てみます。土砂流出量は、8ページをご覧ください。ほとんど森林を維持している中で、駒沢川では69年の伐採跡地が13haほどありまして、この辺が響いていると、当時では256m³。但し、現在では伐採跡地が解消されていますので、予想されている流出量はわずか67m³というふうになっております。これが森林の変遷に伴う検討の部分でございます。次に保水量について報告致します。これにつきましても手法と細かいデータはすべて後ろの方に載せてありますので、この辺は各自ご覧ください。

結論のみ申し上げます。まず清川からいきます。清川の1ページ目、ご覧ください。有効貯流量、時間遮断量は雨量相当で12mm、それから表層土層、それから下層土層ABC層を含めた部分の雨量相当が208mm、これに降雨時の水分保留量を0.4から0.6と大よそ考慮致しますと、清川における有効貯流量は、雨量相当で95mmから137mmという結果でございます。それから薄川をご覧ください。同様に薄川は、有効貯流量、1ページ目ご覧ください。雨量相当で99mmから140mmという土壌学的な検討結果から出ております。それから、もう1点、駒沢川、1ページ目ご覧ください。有効貯流量、雨量相当で100mmから145mm、だいたい長野県、これまでずっと5流域を含めて見ていきますと、80から150の範囲にだいたい収まってしまうというようなところでしょうか。それくらいの貯留量をどの森林も持っているということが、土壌学的な分析によって出されたということです。非常に簡単ですけども、終らせて頂きます。

宮地委員長

ありがとうございました。少し早足だったんですが、何遍か、こういうお話を伺っておりますんですが。植木先生、保水力でね、だいたい似たような感じがするんですが、清川の場合と駒沢の場合とかなり有意の差があると思っていいんですか、これは。5とか8とかいう差があると、これはかなり有意と思っていいんですか。

植木委員

この辺はそう言えるかどうかというのは、分かりませんね。今の段階ではちょっと分からないんで

すけど。土壌、若干土質が違うんですね。ですからそれなりにこういう結果になるんですが、有意かどうかはちょっと、分かりません。林務部、どなたか説明できるでしょうか。

宮地委員長

結構でございます。何かご質問ございますでしょうか。森林の回復状況というのは、だいたい似ているんですかね、どこでも。

植木委員

日本の森林政策がほぼ戦後一貫してまして、どこも変わらないんですね。ですから森林の成熟傾向というのは、或は現在の林分構成というものもどこを見ても余り変わらないということですね。大きくはどこ行ってもそういう状況なんですが、問題なのは森林整備の部分に非常に遅れているというのがあります。これは砥川のところで報告しているんですが、間伐の遅れが、実はこの森林の持っている機能を落とす可能性があるだろうというのがあります。劣化することによって、貧弱な森林になることによって、土砂の流出、崩壊、或は森林そのものが破壊されてしまう、壊れてしまうということが見られてきますので、現在の機能を更に高めるのであれば、やはり森林整備という方向は絶対必要であろうというふうには思っています。

宮地委員長

はい、ありがとうございます。他にいかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。それでは新しい清川とか駒沢とか出ておりますので、ひとつ部会長さん、これをご参考をお願い致しますと思います。

植木委員

ひとつ角間川がまだ出されていません。これはちょっと航空写真の面積のずれがありまして、そのところちょっと修正をかけておりますので、それは次回か、その次くらいになるかと思えますけれども。ご了承ください。

宮地委員長

角間川の部会が始まるまでにちょっとまだ時間が掛かりますんですが、ひとつ、よろしく間に合うようお願いしたいと思います。それでは、話は午後非常に進みまして、用意した議題はこういうことでございます。後は今後の予定というところに入って参りますが、それでよろしゅうございますか。はい、それではその他のところでございますが、ひとつは非常に大きな、委員会、先程、宮澤委員からもちょっと出たんですが、委員会全体の審議の予定、計画をどのように考えるのかということでございます。これはまだあんまりはっきり申し上げる訳にはいかないんですが、現実にもう26日からでしたか、県議会は、26日から県議会が始まって、来月の半ばくらいまでである。その間は部会も委員会も開けないような感じが致します。その後にはいきますと2月にはまた県議会が始まる。そして4月には県議会の選挙がある。そうしますと、考えて見ると、我々の任期は6月の末、あれは確か24日になっているんでしょうか。6月の24日だけでも、実質的にかかなりの審議ができるのは2月の県議会が終わったところ辺まで、3月いっぱいだろうとせいぜい思うんですが、そういう意味で我々の審議の予定もそういうところまでになんとか、答申を作る枠組みのようなところは、考えられるようにしておいて、せいぜい後でこういう方向で答申を書くというところのまとめ方が5月とか6月とか、そこに摺れ込むかもしれない。そんなふうな判断をしておかないと、ちょっと間に合わないのではないかと思います。これは別に、そこで議論をはしよるといふつもりは毛頭ございませんけれども、やはり、2年という任期はひとつのまとめでございまして、その前にもうひとつ、宮澤委員もおっしゃ

った概算要求の問題もごさいませけれども、その辺はどうでしょう。私は先程、ちょっと申し上げましたが、今までの部会、特に今まで継続しておられた部会は、早ければ8月一杯ということをおっしゃいましたが、ああいう事情でちょっと延びました。その趣旨を解して、できるだけ審議をやはり急いで頂く。そして、10月か11月頃には何か目処がつくように考えて頂く。実際に10月の半ば以後しか、部会は実質動かないかもしれませんので、11月頃には部会報告が頂ければ、それに組み込んでいけるんだらうと思っております。但し、角間と黒沢の方はまだ部会を、多分、議会明けしか発足できませんで、ちょっと遅れるかもしれませんが、だいたいそんなふうな考え方をしておるんですが、いかがでございませうかね。実際に議会があって、選挙があつたりすると、それ以前に何かできるところは、何か答えを出しておかんと。どうぞ。

宮澤委員

私は確認の意味で、これは他の委員の皆さんから意見を求めるということではないので、申し訳ないですけど、事前に申し上げておきます。幹事会の方に確認をさせて頂きたいのですが、今回、知事選の一つの流れの中で、じっくり取り組んだっていいじゃないかと、結論を出すのをですね。要するに新しく、こういう機会に論議しているんだから、そんな軽々に結論を出さなくともいいではないか。こういうご意見も多くのごとで耳に致しました。そんなことも含めまして、行政の方ではこれを受けて、迅速にということ。先程、幹事長お話しありましたが、それぞれの治水・利水対策を具体的にされていくということですが、改めてもう一度、お伺いさせて頂きたいのですが、行政として具体的に実務を進める中で、要するに期日の問題だとか、このような問題はそれぞれフリーでいいのかどうか。国、市町村との行政の予算、それぞれの兼ね合いを含めた時どうなのか、行政の立場からお伺いをさせて頂きたいなと、こんなふうに思うんですが。

宮地委員長

ご返事頂けますか。

政策秘書室 柳沢企画幹

先程、委員長さん、おまとめ頂きましたけれども、先程、幹事長ともその辺のお話や経過を話しました。その中でやはり、その辺の日程につきましては、委員会のご意志を尊重する。但し、やはり、今までの経過もありますので、なるべく早い時期に、しかも意を尽くしてご検討頂ければ有り難いというのが、行政の立場でございませので、よろしくお願ひします。

宮地委員長

いつまでとははっきりせんけども、やっぱり、3つの部会、今、2人しかお出でになりませんけれども、黒沢、郷土沢のようなところは前からの継続でずっといきますですね。むしろ後の方の薄川、清川、それから角間、駒沢、その辺がどうなるかという話ですが、確かに私はひとつには矛盾したところがあるんですが、議論は十分して欲しい、しかし、我々の任期の方もむしろありますので、その間に今のような機械的な問題が挟まりますので、その辺は十分、頭においてご議論を進めて頂きたい。私は今のところ、それしか申し上げ難いんですが、どうでしょうか、はい。

宮澤委員

私はそれでいいと思います。そういう意味合いに立って、もう一度行政にお伺ひしますが、他のところの予算との絡み等々考えると、いつまでに出さなければならぬのか。行政的な要するにシステムの中で、国、それから行政の所でできるだけ早くはよく分かりました。それからじっくりやって頂くということも良いと思います。それだけではなくて、具体的な目安としてどうなのかということで、

まったくフリーでいいのかどうか、良いんならば、それによろしゅうございますけれども、そこだけもう一度、他の行政の予算編成との絡みについてどうかということ、もう一回お伺いをさせて頂きたいと思います。それでさえなければ平成15年度、来年度の治水計画は具体的に進まないで、16年度からの着手になるけれど、県民に知らせなければならぬ。そういうようなことの関連性もここでもう1回言って頂きたいと思うんですがいかがですか。それでも関係なくていいというなら、その絡みだけお話しをして頂きたいということでございます。

宮地委員長

はい、お願い致します。

大口河川課長

先程、柳沢企画幹の方から話がありましたけど、審議を束縛しない範囲でできるだけ早くということですが、予算の行程からいきますと5月の初旬頃に答えが出ていれば、非常に予算的には有り難いということでございます。

宮地委員長

当然、そのとおりですね。やっぱりどうでしょう。私も任期2年ですから、その間には片づけたいと個人的な感覚としては思っておるんですが。但し、それには途中にいろいろなことが挟まりますので、だからできるだけそれを目処にして早くお願いをしたいと、そういうことでいかがでございましょうか。はい。それでは委員会全体はそういう考え方で進んで参りたいと思います。従って、部会の方もひとつそれに見合ってお願いを致します。そういうことでございます。それでも既に次回の委員会、或は議事予定のことでございますが、今のところ考えて見ますと、これで26日から県議会に入りますので、その前に3つの部会は多分1回くらいご予定があるだろうと思っております。そうすると県議会が始まって、来月の15日くらいまで実際に部会も委員会もそういう中では開かれませんが、やるとすれば、部会の進み方をみて委員会を開く、その辺なんでもどうしても10月15日以後になるだろうと思っております。それで、今のところ皆様方からのご予定を伺っておるんですが、今のところだいたい10人ないし11人、或はうまくいくと12人くらいになる所があるんですが。只今、皆様方から頂いたご予定をそこに入れてあります。

宮澤委員

宮澤敏文ですが、×の所が出席可能。記入が逆になっています。

宮地委員長

宮澤委員のところ。

宮澤委員

私、出席のところを付けたと思ったんですが、これが逆に付いています。×が付いている所が出られるということで、事務のミスです。

宮地委員長

何にも書いていないところは駄目だということですか。

宮澤委員

そうです。

宮地委員長

ここが増えますね、20日がひとつ増える。そうすると、宮澤委員の×が だとしますとですね、だいたい10人ないし12人が出られそうなのは10月の16、18、20日、それから11月の2、4、5と、その辺になりますね。宮澤委員の×を にしますと、11月は4日、5日くらいなら10人くらいの出席が見込まれると、そういうことになります。それでいかがでしょう。実際に10月の16、17、18、19日、こちら辺で委員会を開いてですね、中へ入っていく議論が、実のあるものが固まってきますかね。無理ですか。そうすると、その後の方は9人くらいで、10人ができるのが、宮澤さんが×が になりますので、例えば、10月の29、30というところならば10人になりますですね。或は11月に入って、4日、5日、どこかそこら辺なら10人くらい見込めると、そういう感じになりますが、11月にやった方が4、5日やった方がその間に部会とか小グループの話も進むだろうと思いますが、そんな感じでいかがでございましょうか。そうですか。それでは事務局の方で、11月の4日におきましょうか。

田中治水・利水検討室長

5日ですと、12人、宮澤委員さんも出席可能になりますので、5日ですと12人ということになります。

宮地委員長

5日の方がいいですね、そうすると多いですから。他の委員さん、多分いいと思います。一応11月5日、次回の委員会を開くと、それまでに部会の方も進めて頂くと小グループもできるだけいろいろなことやりますので、小グループできますよね、事務局。

田中治水・利水検討室長

今のところ議会前の9月に1回、部会を予定しております。その後、多分、議会明けになるかと思うんですけど、部会の方を回数何回かやって頂くような格好になるかと思えますけど。

宮地委員長

小グループできますか、同じように。

田中治水・利水検討室長

部会の日程を見ながら、その間を縫ってという形になろうかと思えます。

宮地委員長

薄川も40日くらいで基本高水の話が出ると言ったから、多分、できるでしょうね、分かりました。今の話で11月5日というのが、だいたい現在のところ12人の出席が見込まれますので、そこに予定をさせていただきます。よろしゅうございましょうか。だいたいそこでの議事予定というのは今までの部会、或は小グループ、そういうところの議論をまとめて、できるだけ前に進むようにアレンジをしたいと、そういうことでいかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。はい、それではそういうふうにさせていただきます。その他何かありますか。

大熊委員

11月5日は高田委員も松岡委員も出られなくて、私も授業が終るのが10時半ですので、終って出てくるとなると、1時半とか、そういう時間でありますので、できるだけ午後にやって頂ければ駆け付けるといことで、午後だと有り難いということですよ。

宮地委員長

そういうことだったら、どうでしょう。午後にやることにして、ちょっと遅くなるかもしれませんがけれども。

大熊委員

今日くらいであれば、そんなに時間かかりませんので。

宮地委員長

部会とかいろいろなところからどんなことが出てくるかによりますし分かりませんので、午前中の時間が少し午後の方に遅れていくかもしれない。それをご承知おき頂いて午後で開催する。その方がよろしゅうございますかね。基本高水の方は3人もお出でにならない様ではちょっと具合が悪い。どうでしょう。午後だと1時半の方がいいですか、1時。よそからお出でになる方はどういうご都合か、大熊先生は1時半ならだいたい大丈夫。

大熊委員

1時半滑り込めたら。今日は3時間1分かかりましたけれども。

田中治水・利水検討室長

1時半ということで。

宮地委員長

5日の1時半を予定したらどうでしょう。

大熊委員

1時でも良いですよ。ちょっと遅れてくるということで、食事のこととかあるから1時半の方が便利は便利でしょうね。

宮地委員長

遠くからお出でになる方は半の方がいいのか、1時の方がいいのか、どっちが。半頃の方がよろしゅうございますかね。どっちも同じですか。とにかく1時半にしましょう。話は決めたほうが良い。そうしましょう。11月5日の1時半。これでご予定をお願い致します。そうしますと、こちらで予定した議事は全部済んでしまいました。委員の皆さん方から何かご意見ございますでしょうか。ございませんか。それでは、幹事会から何かございますか。特別なかったら、ちょっともう一遍次回の確認をしてください。

田中治水・利水検討室長

次回ですが、11月5日午後1時半からということで場所はこれから手配しますので、また追ってご連絡したいと思います。よろしく申し上げます。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。それでは大変早く済みましたが、早い分には叱られないだろうと思っております。どうも、本日はお天気の良い所、ありがとうございました。本日は終了致します。